

○厚生年金・国民年金の運用状況

		年度	8	9	10	11	12
旧年金福祉事業団分	損益額(億円)	単年度損益額 (総合収益額/借入金利息額)	-2,890 (8,873/-11,763)	4,599 (16,002/-11,403)	-3,949 (6,385/-10,334)	17,717 (27,001/-9,285)	-23,123 (-14,671/-8,452)
		累積利差損益額	-12,269	-7,670	-11,619	6,098	(※)-17,025
財政融資資金(旧資金運用部)への預託分	厚生年金の利子収入額(億円)		56,061	55,637	52,164	47,286	43,067
	運用利回り(%)		4.99	4.66	4.15	3.62	3.22
	国民年金の利子収入額(億円)		3,296	3,405	3,368	3,236	2,828
	運用利回り(%)		4.56	4.26	3.94	3.58	2.98
	年金積立金全体の利子収入額(億円)		59,357	59,041	55,532	50,521	45,895
	運用利回り(%)		4.96	4.64	4.14	3.62	3.21

(※) なお、旧年金福祉事業団において行われた資金運用事業は平成12年度に終了し、その時点における累積利差損1兆7,025億円は、同事業の資産とともに、年金資金運用基金に承継されている。

(注1) 平成12年度まで、年金積立金は全額を旧資金運用部(現財政融資資金)へ預託することが義務付けられていた。この平成12年度までに預託された年金積立金は、7年満期の固定金利で預託していたものであり、運用利回りは過去7年間に預託した積立金の平均利回りである。

(注2) 平成13年度からは、年金積立金の預託義務はなくなり、厚生労働大臣による自主運用が開始された。この平成13年度以降の年金積立金は、厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託して運用している部分と、財政融資資金へ預託している部分(残高約130兆円、20年度までに償還が完了。)とからなる。年金資金運用基金の平成13年度の運用結果については、年金資金運用基金が作成する「業務概況書」により今月末に公表することとしており、現在作業を進めているところである。

また、財政融資資金への預託分を含む年金積立金全体の平成13年度の運用結果については、厚生労働大臣が作成する「積立金の運用についての報告書」の中で記載し、本年9月末頃に公表することとしており、こちらも現在作業を進めているところである。

厚生保険特別会計年金勘定歳入歳出

(単位:億円)

		10' 決算	11' 決算	12' 決算	13' 予算	14' 予算	備 考
歳 入	○ 保 険 料 収 入	206,151	202,099	200,512	209,482	218,099	
	○ 一 般 会 計 より 受 入	28,302	36,356	37,209	38,164	40,036	
	○ 国 民 年 金 特 別 会 計 より 受 入	24,952	23,036	19,574	15,566	14,240	
	○ 運 用 収 入	52,164	47,286	43,067	39,473	31,570	
	○ そ の 他	9,485	9,976	6,628	6,219	22,649	
	計	321,054	318,753	306,989	308,904	326,595	
歳 出	○ 保 険 給 付 費	182,824	187,364	191,544	201,139	208,053	
	○ 国 民 年 金 特 別 会 計 へ 繰 入	83,144	88,235	91,272	93,048	98,961	
	○ 福 祉 施 設 費 等 業 務 勘 定 へ 繰 入 (※)	2,320	2,275	2,209	2,335	2,234	
	○ 予 備 費	0	0	0	6,030	6,240	
	○ そ の 他	1,964	1,397	1,185	1,343	1,378	
	計	270,253	279,271	286,210	303,894	316,867	

(※) 【福祉施設費等業務勘定へ繰入】の使途内訳

区 分	10' 決算	11' 決算	12' 決算	13' 予算	14' 予算	備 考
人件費以外の事務的経費 (注1)	1,140	1,141	1,106	1,273	1,293	
○ 事務費 〔 納入告知書、年金手帳、年金証書等の用紙作成費及び通信 運搬費、事務所管理費、適用・徴収事務のための旅費等 〕	256	256	246	322	324	
○ 被保険者等のサービス向上のための事務的経費 〔 年金相談、年金の迅速な裁定等のためのオンライン経費等 〕	884	885	860	951	969	
福祉事業費 〔 年金資金運用基金(旧年金福祉事業団)交付金・出資金、 整形外科療養等委託費等 〕	724	791	777	757	679	厚年法第79条の規定に基づく福祉施設事業として実施
福祉施設整備費	385	283	290	304	262	
合 計 (注2)	2,250	2,215	2,173	2,335	2,234	

(注1) 職員の人件費等については、一般財源により負担。

(注2) 「福祉施設費等業務勘定へ繰入」の総額と使途合計との差は、剰余金として年金勘定の積立金に組み入れている。

国民年金特別会計国民年金勘定歳入歳出

(単位:億円)

		10' 決算	11' 決算	12' 決算	13' 予算	14' 予算	備 考
歳 入	○ 保 険 料 収 入	19,716	20,025	19,678	21,994	21,620	
	○ 一 般 会 計 より 受 入	13,265	13,227	13,637	14,307	14,565	
	○ 基 礎 年 金 勘 定 より 受 入	27,826	26,748	25,701	24,245	22,771	
	○ 運 用 収 入	3,368	3,236	2,828	2,445	1,879	
	○ そ の 他	44	41	43	46	191	
	計	64,219	63,276	61,888	63,037	61,027	
歳 出	○ 国 民 年 金 給 付 費	28,933	27,781	26,454	25,758	24,557	
	○ 基 礎 年 金 勘 定 へ 繰 入	29,607	29,716	30,925	32,871	33,693	
	○ 福 祉 施 設 費 等 業 務 勘 定 へ 繰 入 (※)	566	587	719	969	971	
	○ 予 備 費	0	0	0	770	740	
	○ そ の 他	243	240	263	285	361	
	計	59,348	58,324	58,361	60,653	60,322	

(※) 【福祉施設費等業務勘定へ繰入】の使途内訳

区 分	10' 決算	11' 決算	12' 決算	13' 予算	14' 予算	備 考
人件費以外の事務的経費(注1)	432	488	606	909	917	
○ 事務費 〔 納付書、年金手帳、年金証書等の用紙作成費及び通信運搬費、 事務所管理費、適用・徴収事務のための旅費等 〕	309	373	487	773	794	
○ 被保険者等のサービス向上のための事務的経費 〔 年金相談、年金の迅速な裁定等のためのオンライン経費等 〕	123	115	119	136	123	
福祉事業費 〔 年金資金運用基金(旧年金福祉事業団)交付金・出資金、 国民年金事務従事者研修等委託費 〕	15	15	15	15	14	国年法第74条の規定に基づく福祉施設事業として実施
福祉施設整備費	55	38	40	45	40	
合 計 (注2)	502	541	661	969	971	

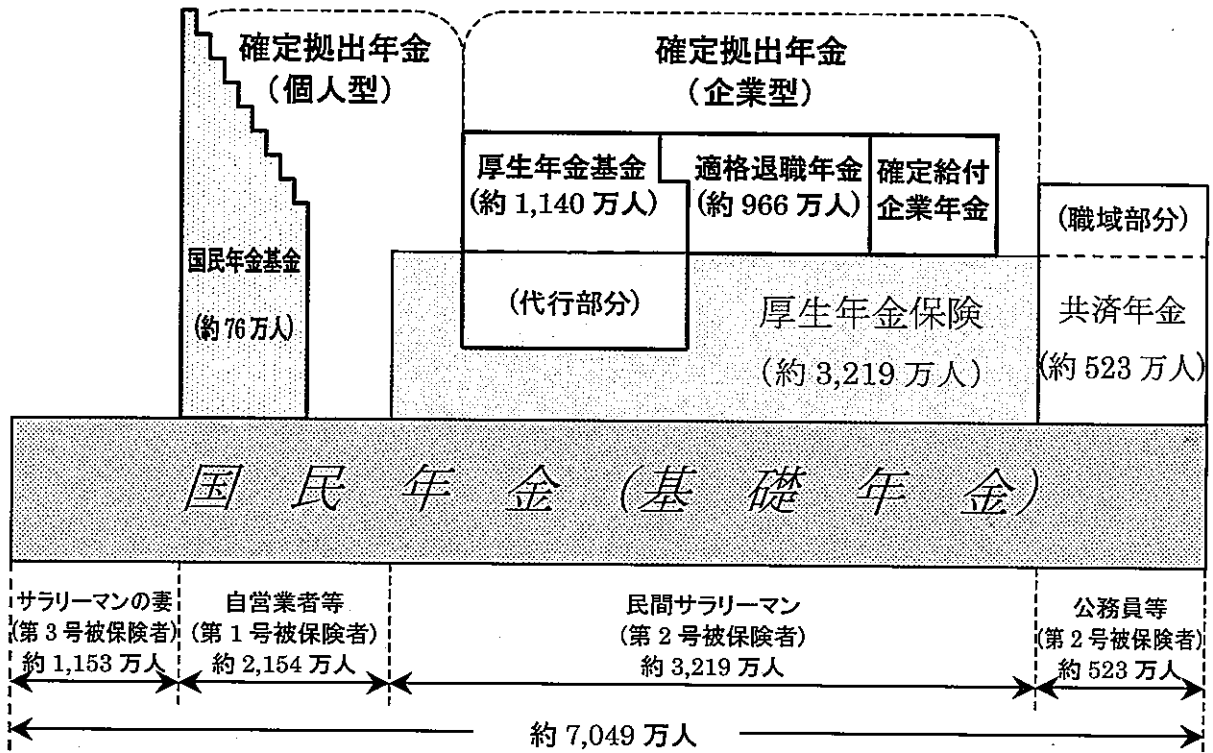
(注1) 職員の人件費等については、一般財源により負担。

(注2) 「福祉施設費等業務勘定へ繰入」の総額と使途合計との差は、剰余金として国民年金勘定の積立金に組み入れている。

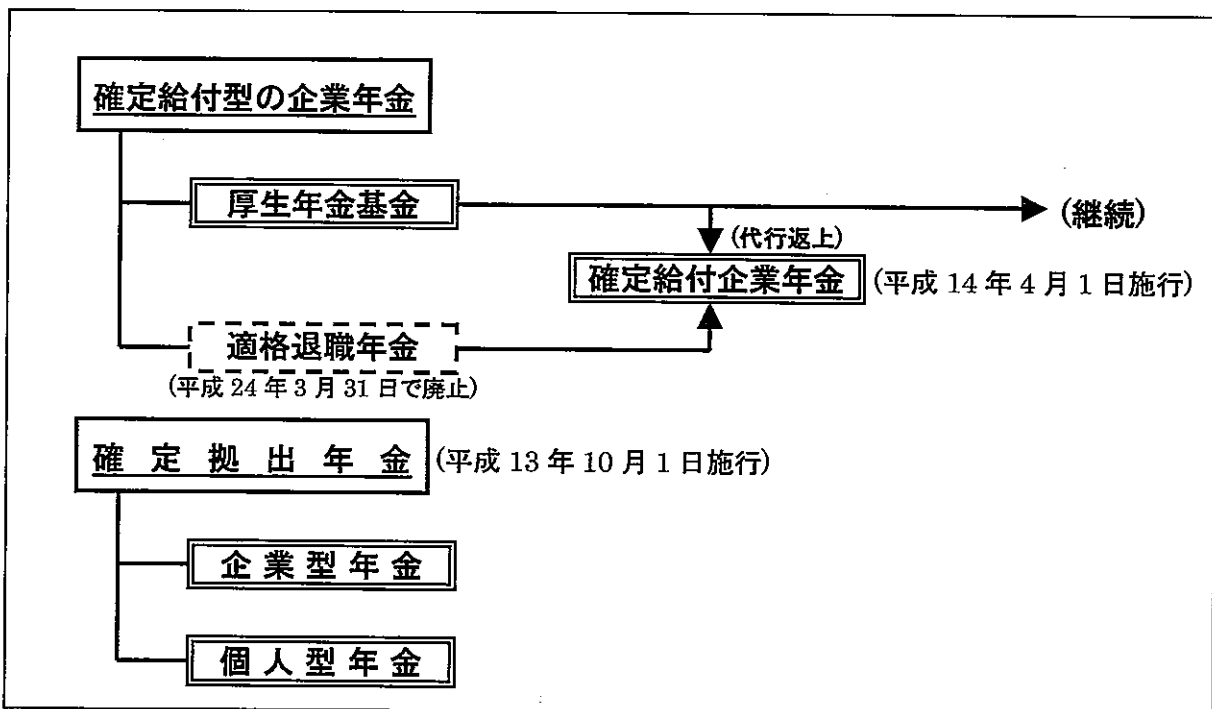
わが国の企業年金等の現状

I. 概要

個人年金



(注) 加入者数は平成12年度末現在



II. 企業年金

(1) 厚生年金基金

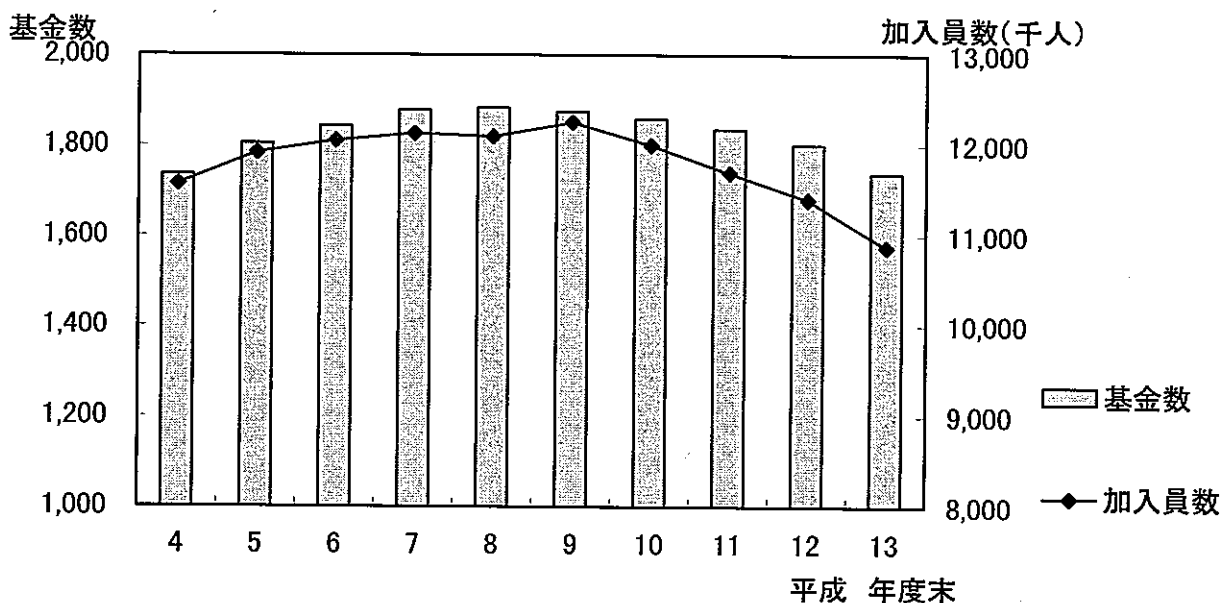
- 企業の事業主が公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給する制度として、昭和41年に創設された。
- 厚生年金基金は、老齢厚生年金の報酬比例部分のうち、物価スライド、賃金スライド部分を除いた部分を代行する（代行給付）。

【1. 厚生年金基金の現状】

	基金数	事業所数	加入員数(千人)
総数	1,737	170,790	10,871
単独型	506	2,114	1,581
連合型	605	10,096	3,727
総合型	626	158,580	5,564

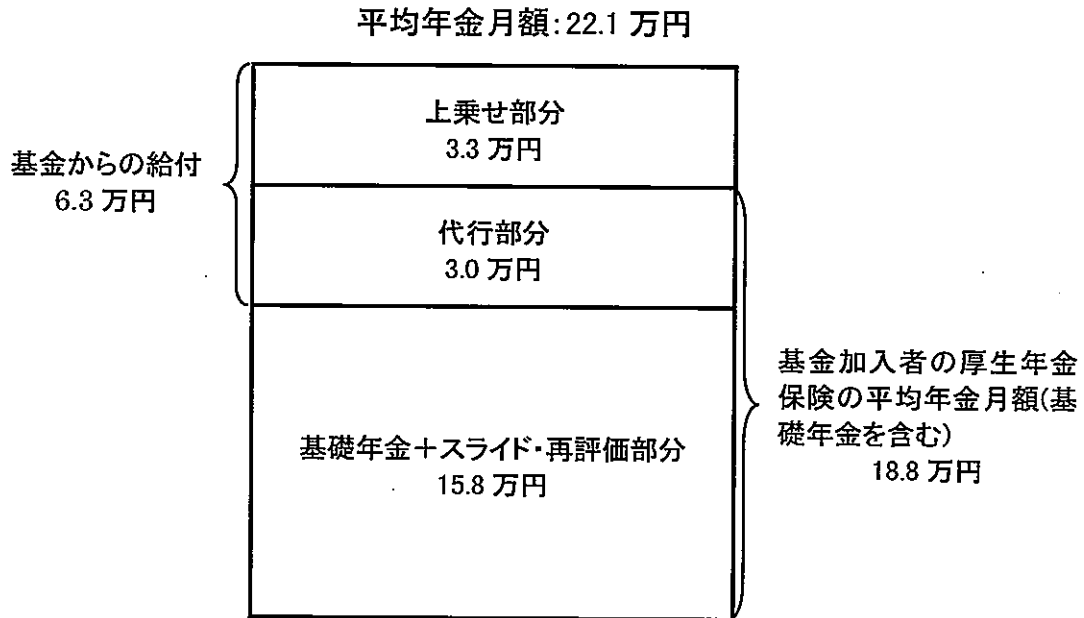
(平成14年3月末現在)

【2. 厚生年金基金数と加入員数の推移】



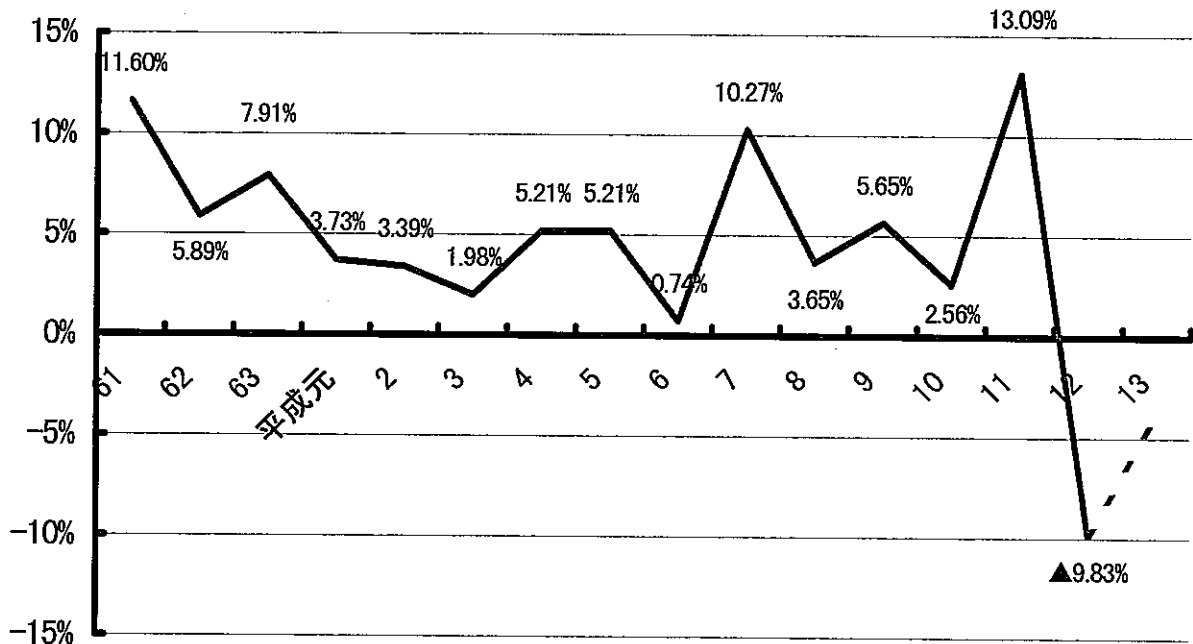
【3. 厚生年金基金加入員の平均的な給付】

＜平成 12 年度末現在：月額＞



注) 基金からの給付は、全額一時金選択者を除く年金受給者の平均額。

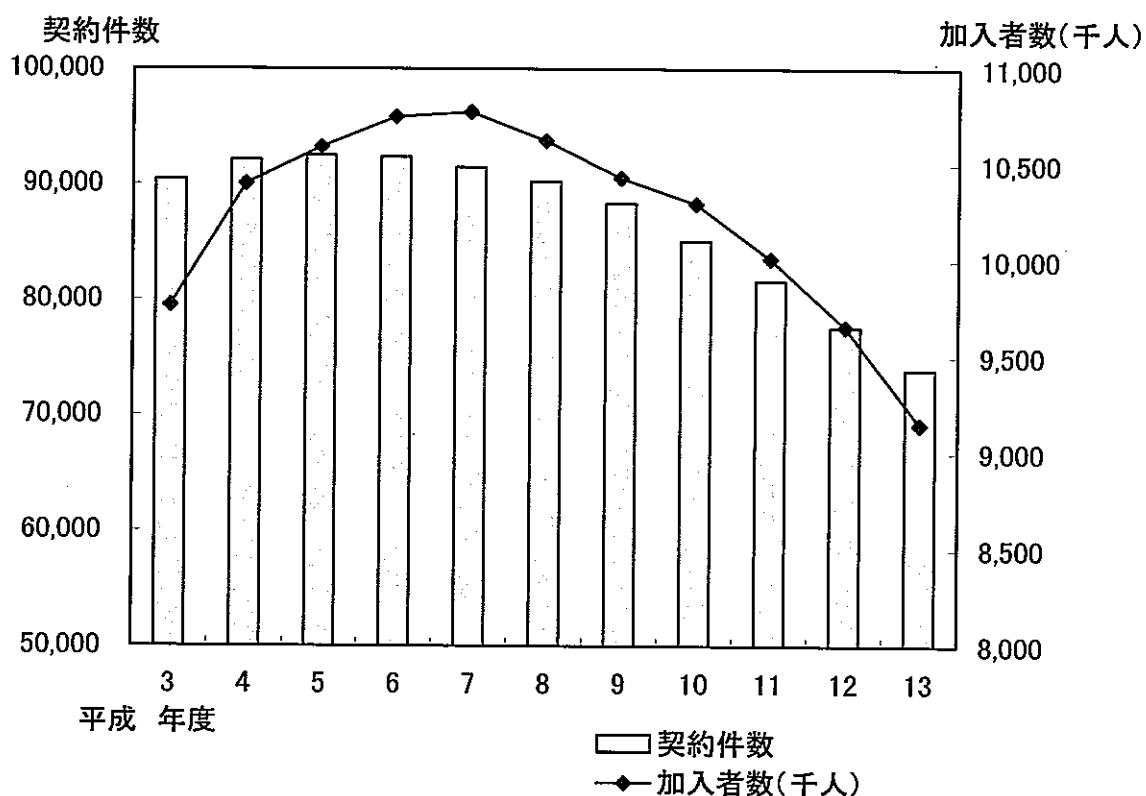
【4. 厚生年金基金の運用利回りの推移】



(2) 適格退職年金

- 企業の事業主が信託会社、生命保険会社などと契約し、従業員に年金給付を行う制度として、昭和37年に創設。一定の要件を満たす契約について国税庁長官の承認を受ける。
- 平成13年度末現在、契約件数73,913件、加入者数915万人。
- 確定給付企業年金法の施行により、新規の契約は認められず、既存の契約については10年以内に他の制度への移行等の対応をとることとなる。

適格退職年金の契約数・加入者数の推移



(3) 確定給付企業年金

- 確定給付型の企業年金について受給権の保護を図るために、確定給付企業年金法が施行された。
- 新たな確定給付型の企業年金として、事業主が運用機関と契約して直接実施する規約型企業年金と、基金を設立して実施する基金型企業年金（厚生年金の代行は行わない）を創設。
- 厚生年金基金が確定給付企業年金に移行する際、これまでの代行給付の支給の義務を国に移転（代行返上）することが認められた。

・実施時期

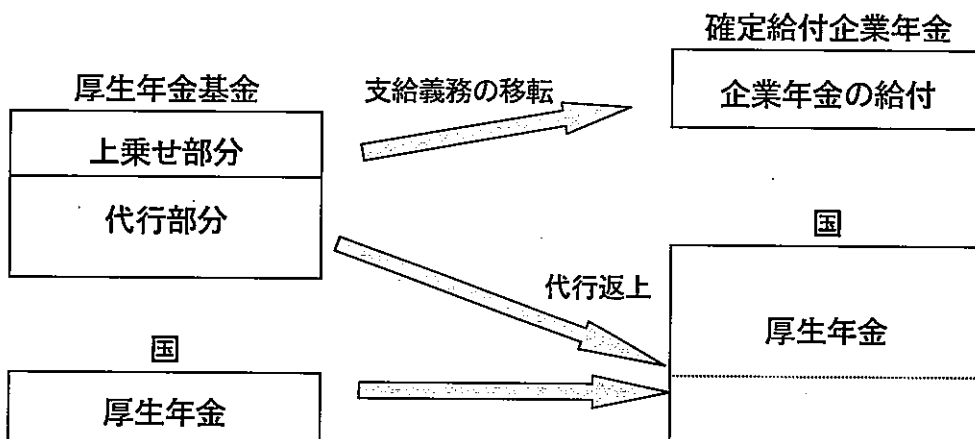
平成14年4月から施行

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けた日以降の代行給付を行わないことができる。

公布日（平成13年6月15日）から2年6ヶ月以内の政令で定める日

記録確認などが終了した厚生年金基金は、過去期間分の給付について代行返上を行う。

【代行返上の仕組み】



Ⅲ. 確定拠出年金（平成 13 年 10 月施行）

- 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。年金資産の運用は加入者自らが行う。
- 加入者の転職等の際には、転職先の制度に年金資産の移換（ポータビリティ）ができる。
- 企業ごとに実施する企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し個人単位で加入する個人型年金がある。

【1. 企業型実施企業数と個人型加入者数の推移】

